

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1条 この手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)
- 二 措置要領の規定による書面による警告又は注意

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第2条 知事は、措置要領第6条の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3条 第1条各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、苦情申立書(様式第1号)(次項及び第6条において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置の内容
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4条 知事は、苦情申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。)を含まない。)に書面(様式第2号)により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期限を延長することができるものとする。

- 3 知事は、苦情申立てに対する回答を行う場合には、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 知事は、第3条第3項の申立期間の徒過その他の客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理の結果の公表)

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第 7 条 第 4 条第 1 項の回答に不服がある者は、同項の回答の日の翌日から起算して 5 日以内 (休日を含まない。) に、再苦情申立書 (様式第 3 号) により、知事に対して、再苦情申立てをすることができる。

(佐賀県建設工事入札審査会に対する審議依頼)

第 8 条 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに佐賀県建設工事入札審査会 (以下「入札審査会」という。) に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第 9 条 知事は、再苦情申立てを行った者に対し、入札審査会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して 10 日以内 (休日を含まない。) に書面 (様式第 4 号) により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い知事が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第 10 条 知事は、第 7 条の申立期間の徒過その他客観的かつ明白な申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理の結果の公表)

第 11 条 知事は、第 9 条第 1 項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面をすみやかに公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 1 月 15 日以降に行う指名停止措置及び警告等から適用する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日改正)

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正前の様式第 1 号による苦情申立て又は改正前の様式第 3 号による再苦情申立ては、それぞれ、この要領による苦情申立て又は再苦情申立てとみなす。

様式1号

苦情申立書

年 月 日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

申立てに係る 措置の内容	
申立ての趣旨	
申立ての理由、 根拠等	

様式 2 号

回 答 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

佐賀県知事

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第 3 条に基づき 年 月
日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、この回答の日の翌日から起算して 5 日以内
(休日を含まない。)に、佐賀県知事に対して再苦情の申立てをすることができます。

記

(苦情申立てを認めない場合)

申立てに対する 判断	貴社からの申立てについては、これを認めることができません。
申立てを認めないとする理由	

(苦情申立てを認める場合)

申立てに対する 判断	貴社からの申立てについては、これを認めることとし、 年 月 日付けで行った貴社に対する措置については、次のとおり します
措置の変更等	

様式3号

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

申立てに係る 措置の内容	
申立ての趣旨	
申立ての理由、 根拠等	

様式4号

回 答 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

佐賀県知事

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき 年 月
日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

(再苦情申立てを認めない場合)

申立てに対する判断	貴社からの申立てについては、これを認めることができません。
申立てを認めないとする理由	

(再苦情申立てを認める場合)

申立てに対する判断	貴社からの申立てについては、これを認めることとし、 年 月 日付けで行った貴社に対する措置については、次のとおり します。
措置の変更等	